（C）日刊スポーツ新聞社

日刊スポーツ NIKKAN SPORTS
2019年（令和元年）6月18日 障害年金特集

そもそも「知らないって人 多過ぎる!!」

もらえるはずの障害年金 もらってない人多いぞ!!

社労士に相談を

もらえるはずの障害年金を、もらっていない人って、意外と多いんです！公的な年金の1つである障害年金は、病気や事故が原因で障害を負った方へ年金が給付される制度だ。ただ、申請が複雑だったり、そもそも「障害年金の存在を知らない」という理由から、多くの対象者が受給していないのが実情だ。問題点と解決方法について、京都駅前社会保険労務士法人の社会保険労務士・舩田光朗（ふなた・てるあき）氏（48）に聞いた。

障害年金でもらえる金額（令和元年5月現在）

障害年金には障害基礎年金と障害厚生（共済）年金の2つがあります。障害基礎年金は自営業が主婦の方、障害厚生（共済）年金はサラリーマンや公務員の方がもらえる年金です。初診日にどの年金制度に加入していたかによって、請求する年金の種類が変わってきます。

1.障害基礎年金（国民年金）

障害基礎年金1級	97万5125円＋子の加算
障害基礎年金2級	78万100円＋子の加算

※子の加算

1・2人目の子	各22万4500円
3人目以降の子	各7万4800円

※初診日とは…障害年金給付に該当する病気に関して、最初にお医者様に診察して頂いた日

2.障害厚生年金（厚生年金）

障害基礎年金1級	（報酬比例の年金額）×1.25＋［配偶者の加給年金額］＋障害基礎年金1級
障害基礎年金2級	（報酬比例の年金額）＋［配偶者の加給年金額］＋障害基礎年金2級
障害基礎年金3級	（報酬比例の年金額）※最低保障額 58万5100円

※配偶者の加給年金額

1級・2級の場合のみ	22万4500円

40代 男性 無職

うつ病

障害年金の申請をしたいけど申請方法がわからない…もしくは書類の揃え方がわからない…

50代 男性 会社員

勤務中に脳梗塞発症 そのまま入院

症状は少しずつ回復し 現在はリハビリ中

障害をお持ちの方の人数

身体障害	知的障害	精神障害
392万2千人	74万1千人	392万4千人

17年版 障害者白書より

20歳未満の障害をお持ちの方 約50万人

20歳以上の障害をお持ちの方 約808万人

障害基礎年金	障害厚生年金	計
191万人	42万人	234万人

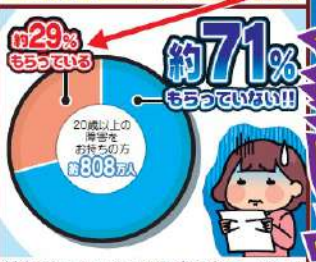

制度を知らないなどの理由で申請してない

社労士が完全代行しますよ！

複雑な手続きを任せてください！

社労士に夫婦で相談

無事に障害基礎年金2級に受給が決まりました

障害年金厚生年金2級の受給が決定しました

障害年金は、経済的な不安を解消する役目をもっています。その安心は本人のみならず、ご家族の安心でもあると言えます。

社労士に相談だ

もしもし 障害年金 もらえますか？

病気による障害でも

「障害年金の認知度が低いんです。もらえるはずなのに、もらい忘れている人がまだまだいる。障害年金の専門家である舩田氏は、そう言って現状を嘆く。

障害年金とは、原則働ける世代、20歳から64歳まで、日常生活や就労に支障がある障害のある人が対象となる国の年金。ただし、障害手帳を持ちながら、実際に障害年金をもらっている人の割合は、わずか約3%というデータもある。

障害年金は先天的に障害のある人だけのものではない。うつ病などの精神疾患、ペースメーカーや人工関節を体に入れた人、人工透析を受けている人など、いろいろな病気による障害でも、もらうことができる。日常生活などを障がある人のための公的な年金なのに、約7割の人の元には年金が届いていない。舩田氏は「相談に来られる人の半分以上が、うつ病、統合失調症などの精神疾患の方なんです。

「障害年金＝障害者」ではなければ貰えないと思い込んでいる方が多いのが現状です」と語り、見た目では分かりづらい障害をもった人が、申請していないことが多いのが問題の根にある。

さらに舩田氏は「障害年金をもらうと、65歳からの必要年金を減らされるのでは？周りに障害年金の受給者とバレてしまうのでは？」など、デメリットと捉える人もいる。そういう人に言いたい。決してマイナスではないんだよ。障害年金は権利なんだよ」と受給することに躊躇するケースを嘆く。

タイミングも要因に

タイミングも未受給の要因になっている。申請は年金事務所や市役所、区役所で行い、医師の診断書が必要。中でも大事な情報が「初診日の証明」という。舩田氏は「例えば、うつ病の方で、病院を転々と変更していたり、どの病院に通院していたのか、記憶が曖昧になってしまうことがあります。初診日から1年6月以上たって申請しようと思った場合、いろんな証明ができなくて、もう障害年金がもらえないケースが非常に多い」と指摘する。年金受給を申請しようと医師に診断書を依頼しても、5年で破棄してしまう法律があるため、カルテがないケースがあるそこで断念して、申請しないこともある。

では、どうすればいいのか？舩田氏は、「社会保険労務士（社労士）」しかも、障害年金専門の社労士に相談することを勧める。「障害年金は複雑な制度。制度の内容だけではなく、症状によっても判断が異なる。障害年金を専門で扱っている社労士なら、専門ではない人が見えないところも見えます。一例にカルテがなくても、お薬手帳の履歴や手帳、レシートなど、他の手段で初診日を証明することも可能という困っている人が、より良い生活を過ごすために命感をにじませて、サポートする」。そうした使舩田氏は語った。

◆舩田光朗（ふなた・てるあき）1971年（昭和46）9月生まれ。鳥取県西伯郡大山町出身。社会保険労務士として活動を行っていく中で、障害年金という制度が精神や身体の不調から生活に支障をきたし職に就くことができなくなった、あるいは生まれ持った障害のために安定した職に就くことができない人々のための経済的なサポートとなることを知り、2013年1月に「京都駅前社会保険労務士事務所」を設立。16年6月からは、より広範囲にサービスを提供していくべく法人化し、「京都駅前社会保険労務士法人」に改称。

障害等級表

※身体障害者の等級と大は異なります

障害の程度 1級

1. 両眼の視力の和が0.04以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4. 両上肢のすべての指を欠くもの
5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7. 両下肢を足関節以上で欠くもの
8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ちあがることができない程度の障害を有するもの
9. 前各号に掲げるもののほか、身体の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害の程度 2級

1. 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3. 平衡機能に著しい障害を有するもの
4. そしゃくの機能を欠くもの
5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
6. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
9. 一上肢のすべての指を欠くもの
10. 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
11. 両下肢のすべての指を欠くもの
12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
13. 一下肢を足関節以上で欠くもの
14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害の程度 3級（厚生年金保険）のみ

1. 両眼の視力が0.1以下に減じたもの
2. 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
3. そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
4. 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
5. 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
6. 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
7. 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
8. 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの
9. おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの
10. 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
11. 両下肢の10趾の用を廃したもの
12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
13. 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
14. 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

障害手当金（厚生年金保険）のみ

1. 両眼の視力が0.6以下に減じたもの
2. 1眼の視力が0.1以下に減じたもの
3. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4. 両眼による視野が2分の1以上欠損したもの又は両眼の視野が10度以内のもの
5. 両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
6. 1耳の聴力が、耳殻に接しなければ通常の声による話を解することができない程度に減じたもの
7. そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
8. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
9. 脊柱の機能に障害を残すもの
10. 一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
11. 一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
12. 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
13. 長管状骨に著しい転位変形を残すもの
14. 一上肢の2指以上を失ったもの
15. 一上肢のひとさし指を失ったもの
16. 一上肢の3指以上の用を廃したもの
17. ひとさし指を併せ一上肢の2指の用を廃したもの
18. 一上肢のおや指の用を廃したもの
19. 一下肢の第1趾又は他の4趾以上を失ったもの
20. 一下肢の5趾の用を廃したもの
21. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
22. 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

（備考）視力の測定は万国式試視力表によるものとし、矯正視力があるものについては、矯正視力によって測定する。国民年金法施行令別表より

（国民年金保険法施行令別表第2より）

（C）日刊スポーツ新聞社

【つくば市・土浦市その他近隣市町村エリア対応】
茨城・つくば障害年金相談センター
運営：徳田社会保険労務士事務所
所長：徳田 徹也
☎029-846-5631 平日 9:00～18:00

【前橋・伊勢崎・高崎市を中心に群馬県全域エリア対応】
群馬障害年金相談センター
運営：諏訪間労務管理事務所
所長：諏訪間 正典
☎027-223-6969 平日 9:00～18:00

【市川・浦安・江戸川区を中心に千葉県全域エリア対応】
関東障害年金相談センター
運営：小泉社会保険労務士事務所
所長：小泉 金次
☎047-397-7560 8:30～20:00

【茨城県、東京都、埼玉県エリア対応】
水戸障害年金相談センター
運営：社会保険労務士法人ミライズ
所長：竹内 浩
☎029-350-2125 平日 9:00～18:00

【東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県対応】
障害年金申請サポートセンター
運営：社会保険労務士法人 綜合経営サービス
所長：宮崎 暁子
☎03-3912-4417/070-5589-6771 9:00～20:00

【横浜市・川崎市エリア対応】
新横浜障害年金相談センター
運営：社会保険労務士法人 ボラリス・コンサルティング
所長：遠藤 隆
☎045-594-8864 平日 9:00～18:00

【静岡県全域エリア対応】
静岡障害年金相談センター
運営：杉山行彦社会保険労務士事務所
所長：杉山 行彦
☎054-257-2508 平日 9:00～18:00

【石川県、福井県エリア対応】
石川障害年金相談センター
運営：野澤社会保険労務士事務所
所長：野澤 実貴子
☎0761-46-5103 月～金 10:00～18:30 土 10:00～12:30

【長野県エリア対応】
長野松本障害年金相談センター
運営：諏訪労務管理センター
所長：木村 孝昭
☎0266-75-1123 平日 9:00～18:00

【岐阜市を中心に岐阜県全域対応】
岐阜障害年金相談センター
運営：江西社会保険労務士事務所
所長：江西 俊光
☎058-262-7055 9:00～20:00

【知多半島を中心に愛知県全域対応】
愛知・知多障害年金相談センター
運営：きよたか労務管理office
所長：伊藤 斉敦
☎050-5897-7869 9:00～20:00

【名古屋市を中心に愛知県全域対応】
愛知障害年金相談センター
運営：久保社会保険労務士事務所
所長：久保 将之
☎052-740-6601 平日 9:00～19:00

【彦根市を中心に滋賀県全域対応】
滋賀障害年金申請センター
運営：関口社会保険労務士事務所
所長：関口 俊也
☎0749-25-3737 月～土 9:00～20:00

【京都府エリア対応】
京都障害年金相談センター
運営：京都駅前社会保険労務士法人
所長：船田 光顕
☎075-662-8007 平日 9:00～19:00

【大阪エリア対応】
大阪障害年金サポートセンター
運営：セントラル社会保険労務士法人
所長：大平 一路
☎06-6360-4023 平日 9:00～19:00 土曜 9:00～17:00

【広島市を中心に広島県全域対応】
広島障害年金サポートセンター
運営：江口労働法務事務所
所長：江口 隆
☎082-224-4514 月～土 9:00～18:00

【福山市を中心に広島県全域対応】
広島・福山障害年金相談室
運営：磯野経営労務事務所
所長：磯野 宏
☎0848-62-0030 相談受付 8:00～20:00

【久留米市を中心に福岡県南地域対応】
福岡・久留米障害年金相談センター
運営：堤社労士事務所
所長：堤 信也
☎0942-27-5194 月～土 9:00～19:00

【北九州市を中心に福岡県全域対応】
北九州障害年金サポートセンター
運営：平井社会保険労務士事務所
所長：平井 晋哉
☎093-533-8200 9:00～22:00

【大分市を中心に大分県全域対応】
大分障害年金相談センター
運営：社会保険労務士法人エストワン
所長：堀 勇
☎097-594-5505 月～土 9:00～18:00

【中津市を中心に大分県全域対応】
福岡・大分障害年金相談センター
運営：ふく社会保険労務士事務所
所長：福 剛
☎0979-64-8029 9:00～18:00

全国各地に障害年金相談センター

社会保険労務士のアドバイス有用

――静岡県難病団体連絡協議会での受給は何割ほどでしょうか

杉山行彦（以下杉山）難病連は1000人ぐらい静岡県にいます。私は腎臓病なのですが、人工透析を受けているとほとんど100％該当者といいます。その他の疾患の方で、障害の認定を受けている人がどのくらいいるか、把握はしていませんが、8500人のうち、870、8000人程度かな、7割くらいでしょうか。

――活動の成果ですね

杉山　ベーチェットの患者会の方を、難病連さんから紹介されて、何名かお手伝いをして、無事に年金をいただくことができました。

鈴木　自分の病気以外のことでもらえるかどうか知らなかった。それが杉山さんに相談するようになってから、精神疾患の方でももらえるとか、いろいろなことがよく分かるようになった。もらえるのにもらっていない人が、かなりいると感じますね。

――社労士のアドバイスがないと受給が難しい

鈴木　社労士さんの存在は大きいと思いますよ。個人でやることは難しい。書類を作るのが自分ではなかなか難しい。役所が動いてくれるものではない。

杉山　難病系は、医療技術がリニアックだと、ワーカーさんもいないというのもある。その場合、また申請していない人もいるのではないか

――そこで、社労士の出番ですね

杉山　お嬢さまでもあり、難病連さんのお手伝いをするようになってから、相談員さんから連絡がくるようになっている。そうした人の相談を受けるようになって、少しでも皆さんの助力になれているかなと思う。

鈴木　平日の午前9時～午後5時まで、看護師の資格を持った相談員が電話をうけます。県も、私たちもホームページなどでアピールしているのですが、なかなか周知されてはいない。一カーさんがいて、ワーカーさんが指導してくれる、町場のクリニ